

年金 住民環境課からのお知らせ

問 住民環境課 戸籍年金係
☎476-1111(126)

◆国民年金後納制度について

◎国民年金後納制度で将来の年金額を増やせます！

国民年金後納制度は、平成 27 年 10 月から平成 30 年 9 月までの 3 年間に限り、過去 5 年間分まで納めることができる制度です。過去 5 年間に納め忘れた保険料を納付することにより、将来の年金額を増やすことができるものです。

また、後納制度を利用することで納付した期間が不足して受給できなかった方が、受給資格を得られる場合があります。過去 5 年以内に納め忘れの保険料がある方は、ぜひ後納制度をご利用ください。

◆過去 2 年間に国民年金保険料の未納期間がある方へ

◎国民年金保険料の免除申請ができる対象期間が拡大されました！

国民年金は、所得が少ないときや失業などにより保険料を納付することが経済的に困難な場合、国民年金保険料の免除を申請することができます。

※申請時点の 2 年 1 か月前の月分まで申請ができるようになりました。

(例) 平成 28 年 3 月に 2 年 1 か月前を免除申請すると・・・

⇒ 平成 26 年 2 月分 (平成 25 年度) の免除申請をすることになります。

※申請期間に対応する前年所得に基づき審査を行いますので、国民年金保険料免除が承認されない場合があります。

※ 2 年 1 か月前の月分まで国民年金保険料の免除申請をすることができますが、保険料免除申請が遅れると、万一の際に障害年金などを受け取れない場合がありますので、速やかに申請してください。



～国民年金保険料の納付は口座振替が便利でお得です～

保険料を口座振替にすると、

振り込みの手間や納め忘れがなくなり大変便利です。

また、早割・前納で納付すると保険料が割引されます。

ぜひご利用ください。

※保険料を早割にすると、月 50 円 (年間 600 円) のお得！

※ 6 か月分・1 年分・2 年分をまとめて前納するとさらにお得！

ただし、前納の申込は期限があります。ご注意ください。



※詳しくは下記までお問い合わせください

【申請およびお問い合わせ】

鹿屋年金事務所 ☎0994-42-5121

大崎町役場 住民環境課 戸籍年金係 ☎099-476-1111 (内線 126)